

(別紙)

太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2442 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1～6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「<u>「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について</u>」（令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「<u>「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて</u>」（平成 25 年 3 月 31 日付け 24 農振第 2657 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。